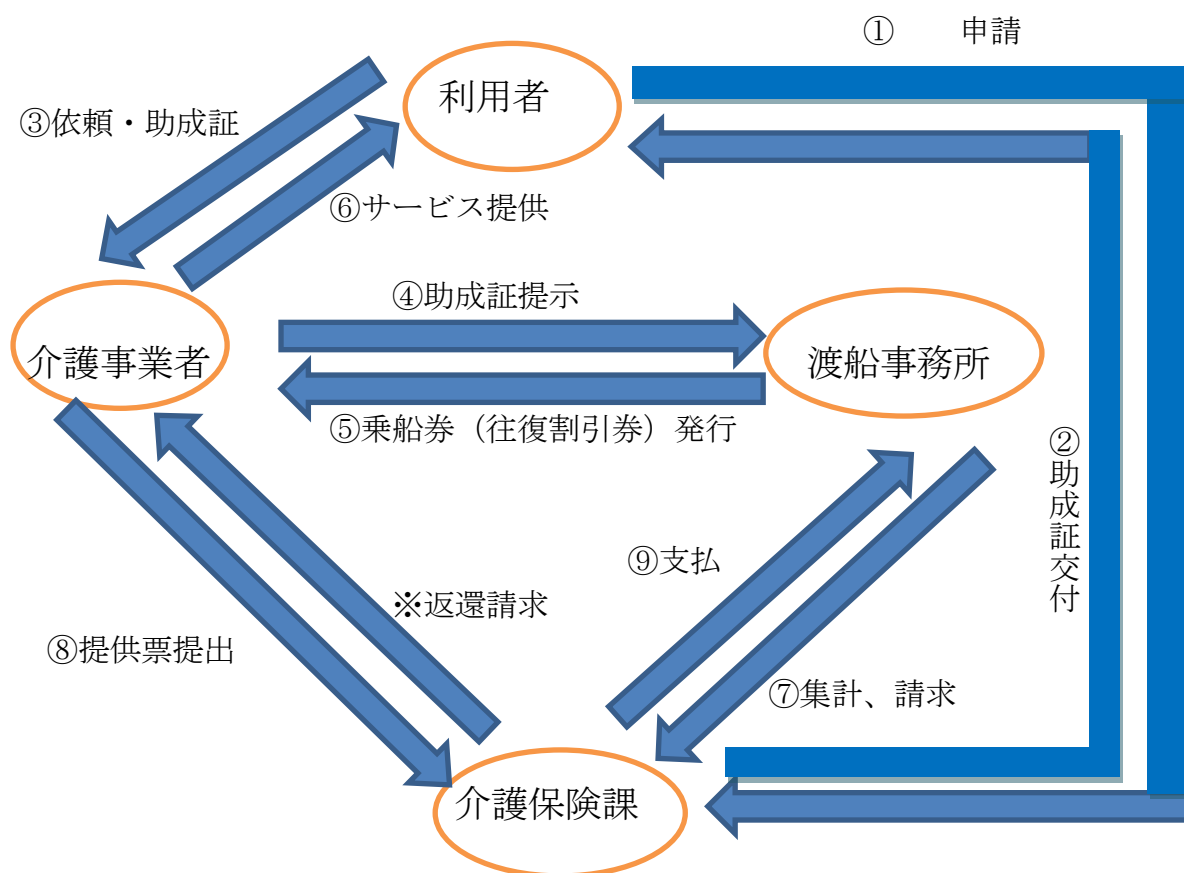


離島介護サービス 利用促進事業（訪問系） フロー



- ① 利用者（助成対象者）は、介護保険課に助成の申請を行う。
 - ② 介護保険課は、申請が適正であると認めたときは、助成証を交付する。
 - ③ 離島に居住する利用者が、介護サービス事業者に、サービス提供を依頼し、助成証をサービス事業者に預ける。
 - ④ 事業者は、サービス提供の乗船時に助成証を提示する。（船賃負担なし）
 - ⑤ 渡船事務所は、事業者に対して乗船券（往復割引券）を発行する。
 - ⑥ 事業者は、発行を受けた乗船券を使用して利用者を訪問し、サービスを提供する。
 - ⑦ 渡船事務所は、一月分の乗船券をまとめ、事業所ごとの集計表を作成、添付し、介護保険課に渡船運賃相当額を請求する。
 - ⑧ 事業者は、一月分のサービス提供票を、介護保険課に提出する。
 - ⑨ 介護保険課は、乗船回数を確認し、回数に応じた額を渡船事務所に支払う。
サービス提供記録、給付実績等を確認する。
- ※介護サービスを提供していなかった場合、介護保険課は、事業者に返還請求する。